改正後

（平成二十四年一元化法附則第四十九条の三において準用する改正後国共済法第三十五条の四に規定する財務省令で定める事項）

第五条　平成二十四年一元化法附則第四十九条の三において準用する改正後国共済法第三十五条の四に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

［一～五　略］

六　運用手法別の運用の状況（国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が改正後国共済令第九条の三第一項第三号本文、同号ハ及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあっては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。）

［七～九　略］

（改正前国共済法による職域加算額の支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用等）

第八条　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（以下「改正前国共済法による職域加算額」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第九十六条及び第九十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第九十七条第一項各号列記以外の部分	［略］	［略］
第九十七条第一項第二号	二　死亡した者の氏名及び生年月日	二　死亡した者の氏名及び生年月日 二の二　死亡した者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は基礎年金番号
［略］	［略］	［略］
第九十七条第二項第一号	遺族の順位若しくは遺族がないこと及び当該死亡した者の相続人であることを証するに足る	死亡した受給権者（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額を受ける権利を有する者。以下この項において同じ。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる
	、区長	、区長又は総合区長
［略］	［略］	［略］

改正前

（平成二十四年一元化法附則第四十九条の三において準用する改正後国共済法第三十五条の四に規定する財務省令で定める事項）

第五条　平成二十四年一元化法附則第四十九条の三において準用する改正後国共済法第三十五条の四に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

［一～五　同上］

六　運用手法別の運用の状況（国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が平成二十七年経過措置政令第百四十五条において準用する令第九条の三第一項第三号本文、同号ロ及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあっては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。）

［七～九　同上］

（改正前国共済法による職域加算額の支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用等）

第八条　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（以下「改正前国共済法による職域加算額」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第九十六条及び第九十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］
第九十七条第一項各号列記以外の部分	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］
第九十七条第二項第一号	遺族の順位若しくは遺族がないこと及び当該死亡した者の相続人であることを証するに足る	死亡した受給権者（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額を受ける権利を有する者。以下この項において同じ。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる
［同上］	［同上］	［同上］